

自分らしく暮らすために

現在、市内の65歳以上の高齢者は約2万9,300人。多くの人は健康で自立した生活を送っていますが、支援を必要とする人もいます。皆さんのが住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けていくために、市が行っているさまざまなサービスを紹介します。

生き生きと暮らせるように

会場||福祉部相談室(市役所議会
棟1階)
内容||精神科医による個別相談、
福祉サービスの情報提供
対象||物忘れが気になる人、認知
症の不安がある人やその家族な
ど
定員||各3人(先着順)
相談料||無料
申込方法||介護保険課(☎20-15
45)へ

徘徊高齢者等位置探索サービス
徘徊する高齢者などの居場所を
早期に発見できる、衛星回線(G
PS)を利用した機器を貸し出し
ます。

徘徊高齢者等位置探索サービス
市・地域協力員・協力事業者な
どが連携して、高齢者の異変を発
見した場合に迅速に対応します。
配食サービス
自分で調理することが困難な人



高齢者への各種サービス

市では、高齢者を対象に、次の
サービスを行っています。ぜひ活
用してください。

認知症かも? 不安になつたら

もの忘れ相談(予約制)

認知症かもしれないと思ったら
気軽に相談してください。

日時||9月12日(水)、10月9日(火)
午後1時30分から(1組当たり
45分)

会場||福祉部相談室(市役所議会
棟1階)

内容||精神科医による個別相談、
福祉サービスの情報提供
対象||物忘れが気になる人、認知
症の不安がある人やその家族な
ど

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢
者を対象に、成年後見制度の申し
立ての支援をします。

現場急行料(1回当たり)||1万
800円

暮らしへ見守ります

後見人などの報酬の全部または一
部を助成します。

SOSネットワーク

認知症などによる行方不明者を
捜索するため、各種協力団体への
一斉ファクシミリ通報や、防災行
政無線で協力の呼び掛けを行いま
す。

徘徊高齢者等早期発見ステッカー

認知症などによる行方不明者の
早期発見や身元確認のため、行方
不明の恐れがある65歳以上の高齢
者の個人情報を登録し、履物の爪
先・かかとに貼るステッカーを交
付します。利用料は無料です。

徘徊高齢者等位置探索サービス

徘徊する高齢者などの居場所を
早期に発見できる、衛星回線(G
PS)を利用した機器を貸し出し
ます。

独居高齢者の見守り支援

70歳以上の人一人暮らしで、配食
サービス、デイサービス、ホーム
ヘルプサービスなどを週1回以上
利用していない人に、2週間に1
回、乳酸菌飲料を届ける、または
毎日定時に自動音声による電話連
絡を行い、孤独感の解消と安否確
認をします。利用料は無料です。

独居高齢者ふれあい訪問等サービス

65歳以上で一人暮らしの人を対
象に、地区の民生委員などが毎月
1回訪問するなどして、安否確認
をします。利用料は無料です。

あんしん見守りネットワーク

市・地域協力員・協力事業者な
どが連携して、高齢者の異変を発
見した場合に迅速に対応します。

対象||介護保険法の認定を受けて
いる人

基本料(1カ月当たり)||540円
位置情報提供料(1回当たり)

○電話照会:216円

○インターネット照会:月2回ま
では無料。それ以降は108円



緊急通報装置とペンダント型送信機

に、栄養のバランスが取れた食事を届け、安否確認をします(1月1日～3日を除く毎日の昼食)。

対象＝週3日以上利用する、おおむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

利用料(1食あたり)＝300円

緊急通報装置

自宅での急病や事故の際、ボタンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配などが行われます。

対象＝65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

利用料(1カ月当たり)＝前年の市民税所得割が非課税の世帯は無料。課税世帯は1,080円(オプションで安否確認センサーを設置する場合は1,242円)

福祉電話の貸与

近隣に扶養義務者のいない一人暮らしや高齢者世帯の安否確認などのために福祉電話を貸し出します。

対象＝近隣に扶養義務者のいない一人暮らしや高齢者世帯の安否確認などを。

移送サービス

医療機関や福祉施設への通院・通所、公的機関・銀行・郵便局へ

そのほかのサービス

手当や助成

福祉手当

在宅で65歳以上の寝たきりまたは重度の認知症の人を対象に手当を支給します。

①②は併給できません。また、高齢者の市民税所得割額が16万円以上の場合、対象となりません。

対象＝寝たきりで日常生活に介助を要する状態が6カ月以上続いている人

支給額＝月額1万3,000円
②重度認知症高齢者介護手当

活動を営むために常時介護を要する状態が6カ月以上続いている人の介護者

対象＝重度の認知症により日常生活が6カ月以上続いている人

支給額＝月額1万3,000円
③高齢者及び障害者介護者手当

以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人

支給額＝月額1万2,000円

福祉電話の貸与

近隣に扶養義務者のいない一人暮らしや高齢者世帯の安否確認などを。

民税所得割が非課税の世帯

住宅改造費の助成

住宅改造費は、限度額(20万円)

の範囲内で、費用の7～9割が介護保険から支給されます。それを上回る部分は市の福祉サービスとして助成を受けることができます。

改修の計画段階で相談してください。助成限度額は、前年の市民税所得割が非課税の世帯は50万円、課税世帯は26万6,000円(助成率は助成対象となる工事額の3分の2)です。

登録料＝2,400円(4～9月に申し込んだ人)、1,200円(10～3月に申し込んだ人)

利用料＝市内：500円

○富里市、酒々井町、栄町、印西市、芝山町、香取市、佐倉市、八街市、神崎町、多古町：700円(成田市から車両走行距離が2キロメートル以内の場合)
○そのほか(利用者の自宅から目的地まで30キロメートル以内)
…1,500円

はり・きゅう・マッサージ施設利用の助成

市に登録している、はり・きゅう・マッサージ施設での施術料金を助成する券を発行しています。

対象＝市内在住で市税を完納している昭和35年3月までに生まれた人

支給額＝月額1万3,000円

対象＝①または②の対象者で3年以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人

支給額＝月額1万2,000円

対象＝①または②の対象者で3年以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人

支給額＝月額1万2,000円

対象＝③高齢者及び障害者介護者手当

以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人

支給額＝月額1万2,000円

福祉電話の貸与

近隣に扶養義務者のいない一人暮らしや高齢者世帯の安否確認などを。

の移動に利用できます。利用するには登録が必要です。

対象＝在宅で一人での外出が困難な人で、介護認定を受けた人または障害者手帳や精神障害者保健手帳、療育手帳などを持っている人

は高齢者世帯で、取り付ける住宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

登録料＝無料(市民税所得割課税世帯は2,700円)

料金＝1人1回(1回)＝500円

利用方法＝利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までにオンデマンド交通専用ダイヤル(☎24-0080)で申し込む

午後5時30分

料金＝1人1回(1回)＝500円

利用方法＝利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までにオンデマンド交通専用ダイヤル(☎24-0080)で申し込む

料金＝1人1回(1回)＝500円